

産業廃棄物処理計画書

2017年 6月 29日

愛知県知事 殿

提出者

住所 名古屋市中村区名駅1-1-4

氏名 大成建設株式会社 名古屋支店
専務執行役員支店長 近藤 昭二
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 052-562-7556

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大成建設株式会社 名古屋支店
事業場の所在地	名古屋市中村区名駅1-1-4 JRセントラルタワーズ
計画期間	2017年 4月 1日～2018年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06 総合工事業
② 事業の規模	元請完成工事高 610億円(名古屋支店)
③ 従業員数	507名(名古屋支店)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	ビル建設工事 旧建築物解体: がれき類→中間処理業者に委託して再生砕石として再資源化 木くず→中間処理業者に委託して、チップとして再資源化 混合物→中間処理業者に委託して選別(分別)して再資源化 基礎工事: 汚泥→中間処理業者に委託して脱水後、再資源化 建設工事: がれき類→中間処理業者に委託して再生砕石として再資源化 廃プラスチック類→中間処理業者に委託してRPF燃料として再資源化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

別紙3のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成28年度）実績】			別紙2のと おり
	産業廃棄物の種類			
	排出量	t	t	
	（これまでに実施した取組） ・包装材の簡素化を行う ・自ら利用の活用 他			
②計画	【目標】			別紙1のと おり
	産業廃棄物の種類			
	排出量	t	t	
	（今後実施する予定の取組） ・現場加工を工場製作現場組立をする等の工法改善を検討する。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・できるかぎり廃プラスチック類、金属くず、木くず、がれき類はそれぞれに分別し、保管している。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・排出する混合廃棄物を減らし、工事場所での分別を徹底する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（平成28年度）実績】			
	産業廃棄物の種類			別紙2のと おり
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t	
	(これまでに実施した取組) 型枠については、出来るだけそのまま再利用している。			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			別紙1のと おり
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t	
	(今後実施する予定の取組) 特になし。			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（平成28年度）実績】			
	産業廃棄物の種類			別紙2のと おり
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t	
(これまでに実施した取組) 特になし。				
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			別紙1のと おり
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t	
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t	
(今後実施する予定の取組) 特になし。				

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
①現状	【前年度（平成28年度）実績】			
	産業廃棄物の種類			別紙2のと おり
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t	
	(これまでに実施した取組) 実施していない。			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			別紙1のと おり
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産 業廃棄物の量	t	t	
	(今後実施する予定の取組) 実施する予定はない。			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
①現状	【前年度（平成28年度）実績】			
	産業廃棄物の種類			別紙2のと おり
	全処理委託量	t	t	
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	
	再生利用業者への処理委託量	t	t	
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行 なう業者への処理委託量	t	t	
	(これまでに実施した取組)			
	最終処分率の少ない中間処理業者への委託に努めている。			

	②計画	【 目標 】			
		産業廃棄物の種類			別紙1のと おり
		全処理委託量	t	t	
		優良認定処理業者への処理委託量	t	t	
		再生利用業者への処理委託量	t	t	
		認定熱回収業者への処理委託量	t	t	
		認定熱回収業者以外の熱回収を行なう業者への処理委託量	t	t	
		(今後実施する予定の取組)			
		・優良認定処理業者を選定する。			
		・委託先処理業者には定期的に実地確認を実施する。			
※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行なうことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行なっている処理業者への焼却処理委託量について前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

平成 29 年度の産業廃棄物処理計画

[illegible]

別紙 3

当事業場における責任及び管理組織図

